

苦情申立ての検討結果の報告書及び提案書の公表方法について

平成26年5月27日
堺市入札監視等委員会決定

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」（平成21年制定）5に基づき、「苦情申立ての検討結果の報告書及び提案書の公表方法について」を次のとおり定める。

- 1 政府調達に関する苦情の処理手続（以下「手続」という。）6（1）及び6（2）の規定による報告書及び提案書の公表については、次の各号にて閲覧に供する方法により行う。
 - ア 堺市財政局契約部契約課窓口
 - イ 市のホームページ

- 2 公表内容は、原則として当該報告書及び提案書の全部とする。ただし、その一部に手続5（10）ウの「商業上の秘密情報」が含まれる場合は、当該部分について公表しないものとする。